

制度改正の内容

(別紙1)

		改正前	改正後
		令和6年9月分（令和6年10月支払）まで	令和6年10月分（令和6年12月支払）から
支給対象児童		中学生まで (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代（※1）まで (18歳到達後の最初の年度末まで)
支給額	3歳未満	15,000円/月	
	3歳～小学校修了	10,000円/月	第3子以降は15,000円/月
	中学生	10,000円/月	
	高校生年代	支給対象外	
第3子以降のカウント対象年齢 (児童数のカウントに含める対象年齢) (※3)		高校生年代まで (例) 20歳・17歳・14歳の子がいる場合 20歳→カウント対象外 17歳→第1子（支給なし） 14歳→第2子（10,000円/月） 14歳の子は第2子としてカウントされる。	大学生年代（※2）まで (22歳到達後の最初の年度末まで) (例) 20歳・17歳・14歳の子がいる場合 20歳→第1子（支給なし） 17歳→第2子（10,000円/月） 14歳→第3子（30,000円/月） 14歳の子は第3子としてカウントされ、第3子以降支給額が適用される。 大学生年代の子はカウントのみで支給対象外。
受給者所得制限		所得制限あり 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満 ：特例給付（5,000円/月） 所得上限限度額以上：支給なし	所得制限なし 所得額に関わらず上記手当額を支給
受給資格者		父母等2人以上で同一の子を養育している場合は、生計を維持する程度が高い方（＝所得の高い方） ※所得制限撤廃後も、引き続き所得の高い方が受給者となります。	
支給回数		年3回 6月・10月・2月	年6回（偶数月） ※令和6年度は6月・10月・12月・2月の4回

(※1) 令和6年度の場合は、2006(H18)/4/2～2009(H21)/4/1生まれ

(※2) 令和6年度の場合は、2002(H14)/4/2～2006(H18)/4/1生まれ

(※3) 大学生年代の子を、第3子以降のカウント対象に含めるためには、以下の要件1および要件2を満たしていることが必要です。

(要件1) 監護に相当する世話および保護をしていること。

同居の場合は、日常生活上の世話・必要な保護をしていること。

別居の場合は、定期的な連絡・面会等をしていること。

(要件2) 生計費の相当部分の負担をしていること。

申請者の収入により日常生活の全部または一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持できない状況にあること。

同居の場合は、学費や家賃・食費相当の一部を養育者が負っていること。

別居の場合は、養育者が学費や生活費の少なくとも一部を仕送りしていること。

※大学生年代の子が就労や婚姻をしている場合も、要件1および要件2を満たす場合には、第3子以降のカウント対象者に含めることができます。